

職員によるハラスメント問題調査特別委員会会議録

(令和8年6月19日)

交野市議会

交野市議会

職員によるハラスメント問題調査特別委員会

時 間

13:00～14:32

案 件

1. 付託案件審査について

令和7年議案第103号 市長及び副市長の給料月額の減額に関する特例条例の制定について

2. 今後の委員会の進め方について

3. その他

出席委員（8名）

委員 長 野 口 陽 輔
委 員 三 浦 美代子
委 員 皿 海 ふ み
委 員 岡 田 伴 昌

副委員 長 藤 田 茉 里
委 員 松 永 隆 太
委 員 松 村 紘 子
委 員 坂 本 顕

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

議 員 安 部 敬 子

説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 本 景
教 育 長 池 永 安 宏
総 務 部 次 長 今 堀 祐 児
人 事 課 長 植 垣 和 貴
人 事 課 長 代 理 松 井 慎 治

副 市 長 山 添 学
総 務 部 長 南 賢 治
総 務 課 長 兼
消 費 生 活
セ ン タ ー 長 船 戸 貴 彰
総 務 課 長 代 理 安 永 雄 一

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 健 一
主 任 松 井 彰 宏

次 長 大 湾 桂 子
係 員 竹 本 菜々子

(午後 1時00分 開会)

1. 委員長(野口陽輔) それでは、皆さんこんにちは。

本日は職員によるハラスメント問題調査特別委員会を招集したところ、ご参集いただきありがとうございます。

ただいまから職員によるハラスメント問題調査特別委員会を開きます。

まず、本日の委員の出席状況の報告及び配付資料の説明を事務局から受けることとします。

1. 事務局長(中村健一) こんにちは。

本日の委員の出席状況を報告申し上げます。本日の会議出席委員は8名で全員出席でございます。

次に、配付資料について説明します。

まず、議案書・参考資料及び追加で請求した資料は、12月議会からの継続審査であるため、本会議フォルダ内の令和7年第4回議会12月定例会フォルダにあります議案書・参考資料フォルダに格納しています。また、その他の資料は、職員によるハラスメント問題調査特別委員会フォルダ内のR080619フォルダに格納しておりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

出席状況の報告及び配付資料の説明は以上です。

1. 委員長(野口陽輔) 理事者から挨拶がありましたらどうぞ。

1. 市長(山本 景) 本日はお忙しいところ、都市環境福祉常任委員会に引き続きまして、職員によるハラスメント問題調査特別委員会を開催くださり、誠にありがとうございます。

本委員会におきましてご審議をお願い申し上げますのは、昨年12月の第4回議会定例会に上程をされ、その後継続審議となりました議案第103号 市長及び副市長の給与月額の特例条例の制定についてでございます。再度ご審議のほどお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

1. 委員長(野口陽輔) 議事に先立ちお諮りします。

本日、交野市議会会議規則第117条第2項の規定に基づき、阿部議員から委員外議員として出席し、発言したい旨の申出がありました。これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

1. 委員長(野口陽輔) ご異議なしと認め、適宜発言を許可することといたします。

これより議事に入ります。

本日の案件は、先日ご通知したとおりです。

まず、案件1の付託案件審査についてを議題といたします。

あらかじめ申し上げます。質疑及び答弁は挙手の後、発言の許可を受け、できるだけ簡潔明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されております令和7年議案第103号 市長及び副市長の給与月額の特例条例の制定についてを議題といたします。

本件は、第三者委員会からの報告があるまで判断しかねるとの理由により、令和7年第4回議会及び令和8年第1回議会において継続審査となっております。5月29日に第三者委員会から市長への報告書の提出があったと聞いておりますが、議会にはまだ提出が

なされておりません。

まず、現状について理事者から説明を受けたいと思います。

1. 市長（山本 景） 私から発言をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

第三者委員会につきましては、去る12月の議会におきまして議会の皆様のご賛同を得まして、また、予算に関しましてもご可決を賜りまして、また、それより前に議会の皆様から要望書とかも受領はいたしましたところでございますけれども、1月16日スタートということで、これはホームページ上でも公表はしているところでございますが、第三者委員会による調査、弁護士5名、うち1名につきましては令和3年の大阪弁護士会の会長の田中弁護士でございますが、5名の体制にてスタートをいたしましたところであり、5回の会議を経まして5月27日におきまして答申についてというタイトルで出ているとおり、27日に答申が出来上がって、29日の夕方4時に本庁舎にお越しをくださりまして、答申を受領いたしましたところでございます。

当初、議会の皆様には3か月というふうにこれはもう正直に、大阪弁護士会にお伺いを立てた際に3か月ということでしたので、3か月という言い方をしていたところでございますが、事案の数、また、事案の複雑性等もありまして、結果的に答申の取りまとめに至るまで約4か月余りを要して29日に答申を受領いたしました。

ただ答申を受領したのが29日の夕方4時でございますので、本市の中にてその後の対応の検討を始めたのが6月1日からの月曜日からでございます。答申といいますと他市さんで答申を受領いたしました場合、本市もそうなんですけれども、マスキングのところが生じますというのを、例えば団体の名前と例えば会長とか、だったとか、そこら辺肩書等を載せると、たとえ伏せ字でAさんとかBさんとかとなったとしても特定されると。また、事案の中身を公表すると、事案の中身のみで一定誰なのかというのは特定されると。他市さんだったらりの弁のように真っ黒にして第三者調査委員会の答申書を公表しているケースも見受けられるところでございます。

なお、処分がなされた後につきましては、仮に懲戒免職ともなりましたら、過去の本市の事例でも実名公表で、事案についてもほぼ公表になるというふうに考えておりますが、現状におきまして処分がなされたもしくは分限懲戒審査委員会にかけられたという状況ではございます。

なお、流れといたしましては、今議会におきまして議会の皆さんにはまだ議決を賜っていないところではございますけれども、分限懲戒審査委員会の条例案を提案しており、ご議決を賜りました場合につきましては、もう既に準備行為はしておりますので、7月のできるだけ早いうちに認定されました事案につきましては、早々に分限懲戒審査委員会、分限審査委員会条例に基づいてかける予定であり、処分がされた後についてはかなりの公表になるのかなと思っております。

議会の皆様への公表の考え方に関してでございますけれども、7月の全員協議会の場におきましてどこまでのどの範囲でマスキングに関しまして、実は正直に言います。先週、顧問弁護士に答申書をお渡ししております。どの範囲での答申、塗り潰し、マスキングが妥当であるかどうかに関しましての回答を求めているところであり、大変お忙しい方ではありますけれども、急がせてもらっているところでございますが、少なくとも7月の全員協議会におきましては、マスキングされたものないしはそれも難しいということになるな

らば、事案等、我々少なくとも事案の件、認定・不認定のところ、そして1年放置したのではないかということと本市の組織風土等に関して、あと再発防止策のところにつきましては、当然我々は市民の皆様にお知らせする、また市民の皆様にお知らせする義務があるというふうには思っているところでございますので、そちらをまとめた資料をお示するのいずれかの対応を図りたいと思っているところでございます。

なお、私等の処分に関しましての考え方を申しますと、私の今後の方向性につきましては、今議会の中で一定お示しはもう既にしているところではございますが、落選をいたしました場合についてはもうその社会的制裁を受けたということでご容赦を賜れたらと、もし仮に当選をいたしました場合については、また改めて議会の皆様で私の処分をしていただければというふうには思っているところでございます。

なお、副市長に関しましては、先般、日付入りの辞表が提出されたことにより、法的に受領をせざるを得ませんでした。この議案におきましては、名前のとおり市長及び副市長となっておりますが、当該副市長が不在となっておりますことについては大変重くなっており、副市長に対しましての処分というのは法的にも困難という状況であるということも併せて申し述べるところでございますので、どうかご事情等につきましては、以上、説明をいたしましてはとおりでございます。よろしく願いをいたします。

1. 委員長（野口陽輔） 説明はお聞きの次第であります。

ただいまの説明の内容を含め、本議案について質疑がありましたらどうぞ。

1. 委員（血海ふみ） 今の話で、先週、顧問弁護士に相談をされて、一応ご意見待ちという状況だということなんですけれども、6月1日からこれまで間がある中で、顧問弁護士さんの先生に何回目かのご相談なのか、もし1回目ということであれば、市としてはこのマスクングで行こうと思っているものについてご意見をいただくというような状況なのか、もう少し教えてください。

1. 総務部長（南 賢治） 答申をこちらにいただいてからの動きになります。まずは今、第三者委員会事務局のほうに一旦答申書というところは受領しております。受領後、まず市の中でどこが個人情報に当たるのか、どこを伏せないといわゆる被害者保護的なところの視点もあるのかという作業は当然進めております。併せて並行して顧問弁護士に対しては、全くマスクングしていないという状態のものをお渡しして、量的にも相当量ございますので、まずはそこをご理解いただくために現状のものをお渡しする、一定市としてマスクング作業、これぐらいの案でどうでしょうということにつきましても、後日、ご報告を含めてお渡しした中で、それを照らし合わせながら今顧問弁護士のほうで確認作業をしてもらっているという状況でございます。

1. 委員（血海ふみ） そしたら一応市としてはこれぐらいマスクングで行きたいと思うという案があって、それに対して最終的にどうか、顧問弁護士のご意見を伺うという段階だという感じの認識でよろしいでしょうか。

1. 総務部長（南 賢治） そうですね。一定マスクングも正直いろいろ他市によってどこまで伏せるであるとかということもあろうかと思えます。我々としては、一旦まずは本市の情報公開条例でありますとかということに照らして、先ほど市長が申し上げたとおり、処分が決まれば、その処分が決まったことに対して出す部分というところはまた変わってくるかと思えますが、今現状としてはあくまで第三者委員会からの判断が出た状況ですので、

我々としてはその判断の中でどこまで伏せるべきかどうかというところを一定市の考えの下マスキングをして、それをご質問ございましたとおり、こういった考え方で一旦伏せていますけれども、今後の対応も含めてどうでしょうという形の相談をしているという状況でございます。

1. 委員（血海ふみ） それと顧問弁護士の先生、お忙しいとは思いますが、いつ頃までにお返事いただけるとかいうめどというのはどうなんでしょうか。

1. 総務部長（南 賢治） その部分に関しましては、一定先ほど市長山本が申し上げましたとおり、まずは7月の全員協議会というところを目指した中で我々作業も進めておりますので、そういったところも含めて我々が大体どれぐらいの時期までに先生のほうにも見ていただきたいというような形でお伝えして、先生からは当然自分のスケジュールもある中でのチェック云々というところも一定我々の要望には応えていただけるのかなとは思っております。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 委員（松村紘子） 先ほど市長のほうから、副市長に関しましては、処分が法的に困難であるということでのお話がありました。仮にこれが可決して通った場合というのは、この文章のままだと市長給料にのみ適用がされるというような形になるのでしょうか、教えてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

副市長のところもちろんそうなのですが、この条例自体がそもそも法的に成り立つのかというところがかなり怪しいと思っております。と申しますのが、令和8年4月及び5月の給料月額を減額するということになっておりまして、これをそのまま可決して適用するとすると不利益となるものを遡及適用するということで、立法の大原則として不利益・不遡及の原則がございますので、そこに抵触する可能性がありまして、条例自体そのものがちょっと危ういのかなと思っております。

1. 委員（松村紘子） そうしますと、仮に例えばここの日程を、こんなん言ったらあれですけども、ずらしたものを例えば議会のほうで修正案として提出されて、それが通ったとかいう分には何の問題はないという形でいいのでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

法的にはそうなるかと思えます。副市長のところに関しては当然その部分を削るですとか、そういった対応も当然併せて必要かと思えますが、あくまで今後の将来の内容について減額する、そして対象者も市長に限定すると、そういった修正を施せば法的には恐らく可能かとは思われます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

1. 委員（岡田伴昌） さっきからマスキング作業を今されているということで、マスキングを自分たちの判断で今しているというふうにさっきから聞いていてなっているんですけども、今までそれが我々としても信用できないと言うと悪いんですけども、それがあから弁護士さんにやってもらっているのであって、それを市の判断でされると非常にこちらとしては求めているものと違うのかなと、個人情報というのがもあるんですけども、一定弁護士さんたちが確認して出してきたものがあって、それを市がもう一度マスキングするのは、非常に何かやっていることが元に戻しているのかなというふうに受け取っています。

あと、この弁護士さん、最終的に顧問弁護士さんの判断になると思うんですけども、そこに市の意見がそれだけ反映されるというのはやり方としてどうなんかなと思うんです

けれども、担当課としてそこはなるべく出されたものをこちらにも提供していただきたいという意見になりますけれども。

1. 委員長（野口陽輔） 今のは意見。

1. 委員（岡田伴昌） どういう判断をされるのかお聞きしていいですか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

これは第三者調査委員会立ち上げの際に第三者調査委員会のほうから言われていることなんですが、公開の範囲というのは第三者委員会のほうでは設定できないので、そこは市で自主的に判断してくださいということでした。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにありませんか。

1. 副委員長（藤田茉里） 5月29日付で答申を受け取ったということで、今、その答申の内容を見ている職員というのは、市長、副市長を含めどこまでの範囲でその内容を知り得ているのか、そのあたり確認させてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

市長、副市長、総務部長、総務部次長、人事課長、人事課長代理、それから第三者事務局の職員、加えて総務課の法務職になります。

1. 副委員長（藤田茉里） その範囲も超えて今誰も知り得ていないという状況だと思いますが、個人情報保護の観点で情報漏えいがないようにというところでは、どのようにそのあたりは気をつけているのか、対処しているのか、そのあたり確認させてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

どうしても物理的に何か施設のところでそれをガードできるということはなかなかございませんので、もちろん取扱いといたしまして原本は第三者委員会事務局のほうで厳重保管をしております、当然作業を進める中におきましても、周囲の状況には気を配りながら行っているところでございます。

1. 副委員長（藤田茉里） それから内部通報者などに対する報告の義務なども発生してくるかと思うんですけども、そのあたりは通報者に対しては調査報告を受けた後、どれぐらいの期間でちゃんと報告するという通知を事前にしているのか、そのあたりはありますでしょうか。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

現時点におきまして通報者に対して明確にいつまでという期限をもってお答えするという措置はしておりませんが、当然のことながら可及的速やかに行っています。

1. 副委員長（藤田茉里） 通報者に対して報告する際というのは、市民が見れるレベルでのり弁状態ではいけないんじゃないかなど。しっかり通報した内容が調査されたかどうかというのは知る権利があるんじゃないかと思いますが、そのあたりはどのように判断をしていくのか、報告を受けて今の段階での検討について確認させてください。

1. 人事課長（植垣和貴） お答えいたします。

先ほど申しましたように、マスクングの範囲そのものが現状まだ顧問弁護士の最終的な答えも出ておりませんので流動的な状況でございます。そういった中、通報者に対してどの部分を開示してどの部分を開示しないのか、これは非常に難しい問題でございまして、引き続き顧問弁護士のほうともこの件に関しましては現在進行形で相談は随時行っておりまして、その中で弁護士の見解も踏まえながら今後判断していくことを考えており

ます。

1. 副委員長（藤田菜里） これは意見ですけれども、やはり1年放置ということも含めて通報が第三通報という形でマスコミに通報されたということで明るみになっておりますので、やはり通報者とその調査の内容に納得ができるような形での報告というのは必要不可欠ではないかなというふうに思いますので、なるべくマスクがない形で内容が理解できるもので報告をしていただきますように要望しておきます。

1. 市長（山本 景） 今のところでは、2つのところでお知らせというか、ご報告は必要かなと思っております。

1つが今回の答申についてと、あともう一個が処分の時点と2つだと思っております。ちょっとまだ詳細は話せないところもありますけれども、私が直接通報された方及び被害に遭われたとされる方には、直接説明には伺いたいというふうには思っている、突発的な事情もありますので、したいというふうには思っておるところでございます。議会等の皆様にお知らせするタイミングと通報された方、また被害に遭ったとされる方にお伝えするタイミング、どちらを先にするかとか、そこら辺は細かい話は顧問弁護士に相談はしているところでございます。また改めてそこら辺のところは皆様にはきっちりお伝えをしたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 委員（松村紘子） ここにリミットをどこに設けるのかなというところは正直議会側にあるのかなというふうに思っているんです。仮になんですけれども、この原案では2か月分の市長の給料のほうをカットするところなんですけれども、例えばこれが修正の形であって、例えば7月の全員協議会で最低限が出てきます。その認定・不認定のところとか、組織風土であったり、防止策をまとめるとかというのは示すことは最低限できますということのお話なので、7月の仮に全協で判断されて臨時議会を開くとかというようなことになった場合、例えばその1か月、減額期間が1か月で2か月分の減額、いわゆるこの100分の何ぼと書いていますか。今58という条例案になっていると思うんですけれども、それをさらに減額するということは、別に議案的に別に問題ないとなってくるんですかね。

1. 委員長（野口陽輔） 松村委員、その進め方については、次の議題のほうで。

1. 委員（松村紘子） 次の議題。

1. 委員長（野口陽輔） 今後の進め方というところでその辺の話もさせてもらいたいなと思っております。

1. 委員（松村紘子） 実現可能性としていけるものなのかどうか。

1. 委員長（野口陽輔） も含めて。

1. 委員（松村紘子） 含めてですか。分かりました。

1. 委員（松永隆太） 現時点で、このときには市としての責任を明確にするためということで、市長、副市長の2か月分の給与減額という形やったんですけれども、今答申が出ている状態で、市としてはある程度分かっている状態で、どちらにしてもこれを今、市としては分かっているんで、責任を明確するために幾らと言われたとしても今判断できる状況にはないんですけれども、一定この後に例えばこれに関してはもうそもそも分かっている状態だけれども、責任があるんだということで出されているものというところ例えば今現状も例えば第三者委員会が出てきた答申が市の責任はなかったという答申だった場合でも、この

ときの思いというのは市として残っているものなのかどうなのかというそのあたりはどうなんでしょうか。

1. 委員長（野口陽輔） いかがですか。

1. 市長（山本 景） 私としては言いたいことはあるんですけども、ここで、いや、実は私こういう結果だったのでとは言えないですね。要は7月の全協のところではこうなりましたという話は言えるんですけども、ですので、言えないことがあるのでなかなかちょっと答弁というのは難しいなというふうには思っているところでございます。

ただ仮に、現時点におきまして議会の皆様のご意見といたしましては、これまで伺っているところではまだ答申が出ていないということで、場合によっては先に処分を決めてしまって、実は答申で白だったというのは大変ややこしいことになるのかなというふうにも思っているところなので、なかなか非常に難しい、答弁は難しいなというふうには思っているところでございます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかに。

1. 委員（皿海ふみ） 最初のところに戻って申し訳ないんですけども、市長がおっしゃった中でちょっと分からなかったところなんですけれども、処分が決まっていた、決まったら実名で出せるんですけども、処分がない段階では実名で出せないんだという話をされたところなんですけれども、それは処分が決まるまでは議会で公表しないという意味ではなくて、実名が出せない、マスクングした状態で議会で提出いただけるというふうには思っているんですかね、すみません。処分後に提出するという意味ではない。

1. 総務部長（南 賢治） 先ほど市長が申し上げましたのは、本市でも過去の事例として職員が懲戒免職になった場合につきましては、事の重大性も含め実名を公表した上で処分という形になっております。ただ一方、懲戒免職までに至らない処分に関しましては、職員の名前とかは出さずに、例えばどここの職員というような形でこういう処分を下しましたというところになってまいりますので、その考え方の下でいきますと、今回の委員会の結果を受けた、別途進めますその処分の委員会の中で出た結果によって公表する範囲というところは、その時点でまた変わってくるという趣旨でお伝えさせていただいたものでございます。

1. 委員（皿海ふみ） すみません、ちょっと理解できていないところがあって、先に一旦マスクングした状態で公表されたものは、追加でさらに公表できる範囲が広がるというようなイメージで、一旦。

1. 総務部長（南 賢治） 考え方にもよりますが、まずは我々といたしましても第三者委員会から答申を得ている以上は、できる限り速やかに議会の皆様なり市民の方にも公表していく必要があるかと思えます。

ただ一方で、何もノーチェックで全て出すということはできないので、一定マスクング、隠すべきところに関してはマスクングしたものをできる限り速やかに皆様に公表させていただきたいというふうなところでございます。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。

1. 副委員長（藤田菜里） ホームページなんですけれども、5月29日に答申を受けたということを更新されたのが大分遅くて、一般質問でこの問題を取り上げられた会派の後にホームページが更新をされていまして、やはり事務局の職員もなかなか忙しいのかなとは思いますが、そのあたりは透明性を担保する意味でも本当に適切なタイミングでホームペー

ジの更新というのはやっていく必要があるなど。29日に受けているのに更新がされないというのは、よからぬ疑いをやっぱりつくってしまうということになるので、今後そういったことがないように、本当に状況が変わればその都度きっちりホームページは更新されていくということで対応いただきたいんですけども、そのあたりはしっかり対応いただけるのか確認したいです。

1. 総務部長（南 賢治） 第三者委員会事務局の答申の部分につきましては、私も事務局からの聞いた話としてではございますが、一定その答申は確かにその日に出たけれども、その後、第三者委員会、実際の委員会の先生とその内容のチェックであるとかというところで一定の時間がかかってきたというところで、ホームページに載せるタイミングとしては、過去の1から4回まで比べても、絶大的にそこだけ遅いとかということではないということは聞いています。

ただご指摘のとおり、その理由をみんなが知っているわけではないですし、ホームページの記事だけを見てというところでやはり捉まえられるところも当然ございますので、そこについては我々もこれからも注意しながら、意識しながら対応させていただきたいと思っております。

1. 委員長（野口陽輔） ほかにございませんか。よろしいですか。

ということで、報告書が上がってきませんでした。本来ですとこの場までに欲しかったんですけども、取りあえず今日が最後の委員会なので、今議会においては。

ということで、ただいまの説明のとおり第三者委員会からの報告が議会にまだ提出がされていないため、本日、本議案の討論、採決はできません。

1. 委員長（野口陽輔） そこで、議案の取扱いを協議したいと思っておりますので、理事者にはここで退席をいただこうと思っております。

この際、理事者関係のその他として何かありましたらどうぞ。

ないようでしたら、これ以外の事項は議会の案件となりますので、理事者の方は退席していただいで結構です。

次に、案件2の今後の委員会の進め方について、そして先ほどの令和7年議案第103号に取扱いについてご協議をいただきたいと思っております。

まず、報告書の提出がないと審査の進めようがありません。交野市議会としては、今年3月に市長に対し要望書を提出しており、調査結果を速やかに報告することはもちろん、調査が完了した案件から順次速やかに議会に報告することも求めています。報告書の一部すらいまだ出てきていないのが現状でございます。

そこで、議長から市長に対し督促状を出してはいかがだろうかというように考えております。期限としては今定例会の閉会までに提出されるべきであろうと考え、最終日の前日に当たる6月26日金曜日を案としております。

なお、市は個人情報のマスキングに時間を要しているとのことでありましたが、仮に100条調査権を行使した場合、個人情報保護法の例外に当たるため、そもそもマスキングは不要であると以前に中村弁護士からも聞いております。

そのため、期限までに報告書の提出がない場合、議会としての役割を果たすため、100条調査に踏み切る必要があるとも考えております。具体的な督促状の案につきましては、事務局より説明願います。

1. 事務局 () お配りいたします。

1. 委員長(野口陽輔) 配っている間に、全員協議会までには出せたら出したいということなんです
が、仮に出されてもどうしようもないのは事実なので、多分出てきたやつはマスクングさ
れたやつでしょうし、そこから我々は精査に入ります、顧問弁護士も入れて。何を調査し
ていくのかというのを一旦整理して調査に入らないと、それだけで我々、一、二週間は最
低かかるわけです。そこから調査に入っていたら8月に入るんですよ。到底調査できない
というようなことになりますので、議会は29日に終わるといような状況になっていま
すので、それを踏まえていま一度督促状という形で督促を出したいなということで案をつ
くりましたので、事務局のほう朗読をお願いします。

1. 事務局 () それでは、読ませていただきます。

「交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会」の調査報告書の議会への
提出について(督促)。

交野市職員による不正な行為等に関する第三者調査委員会から答申があった調査報告書
について、これまでも速やかに議会に対し報告することを要望してきた。しかし、令和8
年5月29日に市に対し報告書の提出があった後、3週間が経過した今もなお議会への提
出はない。

そのため、令和8年6月19日に開催した職員によるハラスメント問題調査特別委員会
で直ちに議会に対し報告書を提出するよう市に求めることとなった。

については、下記の期限までに議会に対し必ず提出することを強く求める。

提出期限、令和8年6月26日金曜日午後1時。期限内に提出がない場合、地方自治法
第100条の調査権をもって提出を求める可能性がある。

以上、案としております。お願いいたします。

1. 委員長(野口陽輔) という形での再度通知をいま一度市側に出したいというように思っておりま
すが、皆さんいかがでしょうか。

1. 委員(三浦美代子) 督促を出すことによって、26日に完成するという私は流れが理解できな
いんです。何もこちら側をかばうとかかばわれないじゃなくて物理的な質問なんですけれども、
督促をしたら間に合って督促しなかったら間に合わないという理屈が分からないのは、そ
れは督促されたら急いでします。督促をされたら24時間かけて修正しますということな
のか、そのあたりはこの委員会としてどういう立場で、もう何が何でも出せということし
かこの文章では求めるのはその1点だけというふうな中身でいくのが、本来それが市の
職員に対してそういうことが言えるのかどうかも含めて、私はちょっとまずは質問したい
と思います。

1. 委員長(野口陽輔) 市の状況が今の状況というのは今話を聞いて分かったんですが、一方、議会
側の立場に立った場合に、ここまでに出示してもらわないと我々のせつかく12月議会で設
置した委員会が機能しないと、調査ができないというような意味でこの督促状を出させて
いただくということなんです。

ある意味、100条調査権を出したら、黒塗りがどうこうじゃないですから、そのまま
裸で出さなあきませんから、そっちに踏み切らざるを得ないと。じゃないともう調査がで
きないということで、こっちの立場に立って督促状を書かせてもらったと。

1. 委員(三浦美代子) もちろんこの特別委員会は守秘義務はありますけれども、黒塗りのない報告

書が出てくるものを扱う私たちも、やはりそこら辺の、こちらの立場はそうなんですけれども、こちらも早く報告が欲しいというふうに私も当初から思っています。それは当然なんですけれども、そういうものが出てきて、その後それをどう取り扱うのかということも全然、それだったらさっきちらっと松村委員が言われかけたように臨時議会を開かれたらいいのかなというふうに私は思います。

本当に今回の誰が加害者か、誰が被害者かの名前も全部分かってしまうようなものを受けて、私たちこの特別委員会でどこまで扱うのができるかという非常に私は重みがあると思っていて、この督促状が軽々に何かそれにするのはもっともっと、じゃ、これが本当に出てきた場合どうするのかももっと詰めないと、26日の1時を過ぎてぼんともらっても取扱いができないというふうに私は思うんですね。

1. 委員長（野口陽輔） もうこれは冒頭、全員協議会のときに話し合われましたかも分かりませんが、これ、マスキングが入ってきたほうがいいですね、一般市民向けなので。ただ100条調査権をつけて丸裸のやつが来た場合には秘密会にします。秘密会にした時点でここにおられる方は全て守秘義務が発生します。したがって、一切漏らしたらあかんというような守秘義務がありますので、その中で進めていくような形になろうかと思っていますので、そういった守秘義務の部分は100条を進めていく中においては問題ないと思います。

ただマスキングがされて――、一般市民向けだと思いますので、取扱いができないのかなとは思いますが、心配してはるようには丸裸のやつが来た場合にはやっぱり我々もそういう守秘義務の中で、――の中で審査をしていくような形になると思います。

1. 委員（三浦美代子） 今回、この委員会でまずは山本市長が提出された条例をどのようにするかというのが第一義で、マスキングがないものが出てきてどこまで、1ページから何ページあるか分からないのをどう議論するのかも分からないままこの督促状を出すということに対してという意味で先ほどから言っていて、秘密会というのは当然だと思うんですけども、市長が言われているのは、じゃ、1年間放置したことだけを切り離して条例を修正してもらいましょうかという議論だったらできると思うんですけども、出てきたものを1ページから、50ページか100ページか500ページか分からないものをどう扱うのかも分からないままの督促状はいかかなものかという気がしているというのが私の意見です。

1. 委員長（野口陽輔） 逆に言うと、物が来ていないので、こっちもどう進めていいか分からないです。先ほど言いましたように、物が来たら一旦委員さんにも見てもらえますし、我々、ここに、次に弁護士のほうと話を一緒に精査していくと。どこをどう聞いていくのか、誰に聞いていくのかと、この辺の準備に2週間は、分からないですよ、2週間でいけるかどうか。というのに時間が要るんですよ、進め方を決めていく。だから早めに時間が欲しいと、物が欲しい。これが来ないと何にも進められない。

1. 委員（三浦美代子） 確かに市長選挙もあり、本会議も最終日を迎えようとはしていますが、継続ということもあり得ますし、そしてそのあたりは様々どうなるのかという議論は先ほど委員長が言われたように大事な話と思うんですね。私は、まず何が来るかも、どれだけの人力で市職員が、私もあまりこういう話をしたら駄目なのかもしれないんですけども、それに関する一般質問をしたときでも、誰がどういう人がというのは非常に言いづらかつ

たです。言えないです、想像されるので。それで私が言ってしまったことで訴えられる可能性もありますので、だからそういう思いをしている者から見たら、これ自体、100条の調査権をもってとは言われるものの、非常にこの扱いに対しては、私は慎重に扱うべきものだというふうに考えるものなんですね、私の意見を言ってもしょうがないんですけども。

1. 委員長（野口陽輔） いや、そやからだからこそ早く欲しいんです。弁護士と話をした上で我々も何を聞いたらあかんのか、何を逆に言ったらいけないのか、そういうところも含めてきちんと準備をした上で調査に入らなあかんというのは重々分かっているんです。だから早めに物が欲しいと、物が無いと何にも進まない。

ところが全員協議会で7月10日にもらったところで、正直言ってもう8月に入っちゃうんですよ。だから早めに欲しいと。市長選もありますし、逆に言ったら議会のほうはもう10月は今度役選もありますので、一定、やっぱり早めに進めていかなあかんということで、取りあえず物をくれというところです。

1. 委員（三浦美代子） この委員会として市長が提出された市長の報酬カット、市長の責任問題に対してどういうふうにするのかという観点と、外部通報されたその風土におけることあるいは1年放置されたことあるいはパワハラに加害者に対するものを先に進めるのか、そのあたりをどのように、どちらを優先に置くかということを私は考えないと。

1. 委員長（野口陽輔） 普通で考えたら1年放置が先でしょうね、報酬カットを早めに審議するということにおいて。

1. 委員（三浦美代子） 先ほど質問はしなかったんですけども、市長がそもそもご自身の報酬カットを提案された提案理由に、1年放置したことに対して提案されたというふうに認識していて、その認定だったら先にできる、例えばそれは仮に臨時会としてもそれができないものなんでしょうか。

要は中身を読まないで駄目だということと1年放置したというのは事実なので、それはマスキングとか関係なく1年放置というのは事実です。それとこれと一緒にしちゃったら、非常に時間が余計にかかって加害者への処分を決意されていることに対して、また先送りになるようなイメージになるのかなというふうにちょっと私は捉えたんですけども。

1. 委員長（野口陽輔） 1年放置もやっぱり第三者委員会できちんと調査しているわけですから、それを我々が見て判断する。

1. 委員（三浦美代子） 調査しているかどうかは。

1. 委員長（野口陽輔） していますよ、していますよ。それを受けてこの特別委員会に4つの項目が与えられているわけです。

ということで、まずは早う出してくれというのが本音なんです、何にも進められないというのが。

1. 委員（松村紘子） この委員会自体は1年ですけども、スタートしたときは一応この交野市の職員によるハラスメントのことが一応解決するまではこの特別委員会を継続していくという意識で私はいたので、そこは継続されるものなんじゃないのかなと思っておるんですけども、市長の任期が8月末に選挙があるということで、結論を急ぐために百条委員会を開くというような形になっていくなというふうには思っておるんです。

その前に先ほど三浦委員がおっしゃられていた部分、1年放置に関する部分についても、

マスクングのほうもそっちを優先していただいて先に出していただくということを求めたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いました。

1. 委員長（野口陽輔） 1年放置のほうを。

1. 委員（松村紘子） そうです。そうです。そっちのほうをおっしゃるように給料の部分にもろに関わってくるところだと思うので、そこを我々として、できればおっしゃるようにこの6月、会期中ですよね。には出していただいて、それを我々のほうで協議して、その報酬をどうするのかというところの結論を出すというのはよいのではないのかなとは思いますが、いかがでしょう。

1. 副委員長（藤田菜里） 1年放置のところと個別の案件のところがどういう形で出てくるか全く分からないんですけども、市長のブログなどにもう既に書かれている内容から照らしてみれば、9件の個別具体の案件の一つは市長としても被害者と会話をしているということが本人のブログでも書かれていて、そのことも含めて1年放置のところはどういうふうに流れていったのかというところは切っても切り離せない一つの視点になってくるのかなと思っています。

なので、1年放置のところだけ先にマスクングをかけて、そこだけ出してということで全部市長の責任というこの給与削減のところの審議が尽くせるかということ、ちょっと物を見してみないと分からないですけども、それだけでは不十分な可能性もゼロではないのかなと思ったりして、なので、一旦全部出していただかないと、再発防止とかということころはあれですけども、9件の事案と1年放置ということころは一旦全部出していただかないと、ちょっと正しい判断というのができないんじゃないかなというふうなところが一つ懸念があるのと、やはり市長の任期を考えたときに、2か月10%の条例が出てきているので、なるべく早くそこは決着をつけなきゃいけないということだなと思うので、全員協議会に出てきてから臨時議会とかというふうな運びはちょっとスケジュール的にしんどいんじゃないかなというふうには思った次第です。

1. 委員（松永隆太） 同じくなんですけれども、ここの議案第103号の中身というのが1年にわたり調査が進まなかったことに関して今何も分かっていないんですけども、1年置いていたと思われる、世間一般的に思われるような行動を取ってしまっている。それは1年放置したわけじゃないかもしれないけれどもということでこの案件を出してきていると思うんですね。さっき市長が言っていましたけれども、白やったら、じゃ、これ要らんのかと言われたら、じゃ、このタイミングで出すのはおかしいやろうという話になってくると思うので、どちらにしてもこれが多くなるかだけで、これがなくなるというのは市としてこのタイミングで出してきているんだったら変だと思うんですね。何も分かっていないタイミングで、置いてあるというのを思われているということに対して出ていると思うんですよ、この文面を読む限り。それが今、松村委員がおっしゃったみたいに、1年放置したと言われているところの調査の結果がこういうふうなことを内部で動いているのでこれは放置していないとか、動いていなかったのがこれは放置していましたということだけ見れば、この議案に関しては判断できると思うんですよ。

その先のハラスメントがあったかなかったかという話においては、この議案とは全く関係ない、ここへ出してきているのはハラスメントの責任を取って減額じゃなくて、1年にわたり調査が進まなかったことに関しての減額ということころなので、今、松村委員がおつ

しゃったところは当然そこだけ切り取って出してくれたらこの議案に関しては判断できる。ただこのハラスメント、この職員による不正な行為、ごめんなさい。ハラスメント特別調査委員会では、このハラスメントに関しては継続審議するという今後の進め方はその結果が出てから審議を継続していきますよという、話し合ったら整理できるかなと思うんですけども、今このタイミングでこの督促を出すことによって、もしやらないといけないうことで市が動く、逆に残業を強いるような結果になるんじゃないのかなというところにも見えてしまうんですが、そのあたりどうなのかなと。

1. 委員長（野口陽輔） その判断も黒塗りでもええからまず出してもらわないと、その判断ができるかどうか分からない。一旦出してもらいたい。
1. 委員（岡田伴昌） 黒塗りせなあかん、結局9件でそれぞれがどういう判定を受けたかとかも分かっているけれども、出していないことで、それは僕も質問しませんけれども、黒塗りもせなあかんということでは、相当ちゃんとした数字が出てきているんやろうなと思っているんですけども、今回の条例、給料に関する条例のほう、市としての責任を明確にするためになんですよ。僕らそこから分かっていないのにそれが明確な責任の果たし方なのかどうか分からない中でこの条例を出されても困るというのと、しっかりした情報を我々手に入れたいと言ったら、ここまで出しているほうが、次に進むために出しているほうがいいなとは思っています。
1. 委員（三浦美代子） 今、岡田委員が言われたようにしっかりと対応するためには、あと今日出して1週間後に出しなさいと、これはちょっと私はむちゃやと思います。市の味方で言っているわけじゃないですよ、私も早く欲しいです。でもこれだけやいやいくれくれと言うのは、一般質問でも各会派の方が質問される、様々な方がいろいろ直接市長や、また人事に言われている案件だと私たちもそんな話をしていますし、それを1週間出してくるということは24時間働けという、その時間の話なのか、何の話なのか、本当によく分からない中で、これが特別委員会として、期限に対して私は早く出してくださいという督促状はいんですけれども、1週間出してくださいという期限が果たしてどうなのかなと。それだったらもっと二、三週間前にこの委員会を開いていただいて出さないと、1週間という期限が私は、これは、私、委員会の一員としてこの点はなかなか納得できない自分でもあります。
1. 委員長（野口陽輔） どうでしょうか。
1. 委員（三浦美代子） だからどうしようという話で、だから。
1. 委員長（野口陽輔） 会期が終わる中で。
1. 委員（三浦美代子） 会期が終わっても継続審査でいいと私は思っております。
1. 委員長（野口陽輔） 臨時会をやったとしてもその招集権は市長が持っているんです。
1. 副委員長（藤田菜里） 閉じちゃうと市長が招集権を持っている以上、すぐに議会の意向で開いてくれるかどうかというのは誰も分からない中で、市長の任期というのは迫ってくるということになるので、結構しんどいですよね、多分。
1. 委員長（野口陽輔） やっぱり市長の任期中に一旦、やっぱり我々でけりをつけるのが筋やと思いますよ、委員会としては。
1. 委員（三浦美代子） ただ結果が出てきていなくてもけりはつけたいという、議会の理屈はもちろん分かるんです。でももしこれが第三者委員会が9月まで結論が出ないという場合も当然

ありますよね。今はそれプラス補足で、今、黒塗りを考えておられるという状況で、そのあたりがまた私すんと落ちないんですね。急遽、だから議会を市長が開いてくれないかも分からないとかという前提よりも、そこら辺の要望を提出したほうがいいんじゃないかなど。

1. 委員長（野口陽輔） どういう要望。

1. 委員（三浦美代子） 例えばそれに関して第三者委員会の調査がちゃんと出てきて、特別委員会でも議論できた暁に再度市長の提案したことに対して検討する委員会が取るので、それに対しての議会をまた開催とか、具体的に私は言えがいいんじゃないかなというふうに思います。

1. 委員長（野口陽輔） それはもう今まで言ってきたやつ、逆に言うとそれが出てこないと言えないということは、出てきたら審議しますという。

1. 委員（三浦美代子） じゃ、ごめんなさい、臨時議会を開いてくれないかも分からないとかじゃなくて、市長に結論を出していただきたいという要望ですよ。出したいのでという議会の要望ですよ。

1. 副委員長（藤田茉莉） 議会としては、まず第1項、附帯決議の中に第三者委員会からの報告を受けた際は直ちに議会に報告するよという附帯がついています。附帯をつけてその後も要望という形で速やかに議会に報告してくれということで、3月に要望を出して重ねてはきているんですね。実際5月29日に出てきたということは議長団報告もあり、私たちも知るところになって、そこから3週間なりがたつ。向こうの言い分はマスキングに時間がかかるというのはあるんですけども、こちらからすれば市長サイドが出してきた市長の減給に関する条例の審議を頼まれている立場で、審議を頼まれているのに資料がないからできないという状態がずっと続いてきた。議会がこの督促を出したときに市側がマスキングの作業をもうちょっと人員を増やしてちゃんとここまでに出すぞという体制を取ればいい話やと私は思うんですよ。こちらが市の職員の残業が増えるんじゃないかとかという心配をするのも大事ですけども、市側が残業させないためにどういう体制でやればこの期限に間に合うかを決めればいい話であって、そこを私たちがそこまで配慮をして審議を延ばすということはちょっと違うかなと私自身は思っていて、この議会は督促という形でここまでもうぎりぎりですよと、市長の任期も踏まえたら今のタイミングがもう審議を尽くすためにはぎりぎりですよということでこの督促を出し、それに受けた市側がどういう体制でこの期限に間に合わせるかを決めればいい、残業もさせない形で間に合わせられるかを決めればいいと思うので、そこは市の判断になってくるのかなとは思っています。

1. 委員（三浦美代子） 本当に私が意見を言えば誤解をされてしまうかも知れないんですけども、中立な立場で言わせてもらったら、議会に出したくないと思っておられるわけじゃなくて、やむなしそういういまだに3週間かかってマスキングされている。督促を出したって1週間でしなかったら百条委員会を開くよというのは、例えばもっともっと当初から6月議会で決着をつけたいというのを言っておられていたら、私は当然これははまだですか、まだですかの督促は整合性があるんですけども、突然降って湧いたような出してくれなかったら100条を開きますよというようなのは私には唐突感がとてもあるんです。

第三者委員会さんも、私もあまり詳しく内容はもちろん、当然詳しくどころか何も内容は分からないんですけども、案件が非常に複雑だったということは少し耳に入っていま

す。その程度しか分からないんですけども、それを考えたら当然誰も彼も悪意はない中で、早く出してくれないと議会の都合だけで一方的にこれを言うことがどうなのかなというふうなイメージがあります。もし資料がないから議論できません、これが流れたとしても私はそれはそれで一つの選択肢としてこの委員会でも議論すべきじゃないのかなと、でもそれは。

1. 委員長（野口陽輔） 選択肢はないでしょう、特別委員会まで設置して。それで委員会設置やったんやから。

1. 委員（三浦美代子） それで結果的には5月中には第三者委員会が終わっていたということですけども、もしこれが6月の下旬だったら絶対間に合わない話で、だからそれを私たちは議会の立場だけを前に出すのか、議会と理事者とが一丸となってハラスメント撲滅に向かっていくのか、今ここで理事者と議会とが対立するのか、そこら辺が私は一番気になる場所なんです。

1. 委員長（野口陽輔） 対立というか、調査させてくれと言っています。調査するというのではなくて。

1. 委員（三浦美代子） いやいや、1週間以内に提出がなかったら百条委員会の権限を持ってそうならば、私はどうなるかということは今想像しているんですけども。

1. 委員長（野口陽輔） 一般質問でも言ったんですけども、第三者委員会が延びるのは分かりますわ。この調査をやっていたら新たな問題が出てきてこっちも調査せなあかんと、当初我々3月末か4月頭ぐらいに来るだろうという、市長の報酬カットの件で想定していたと。延びるのは仕方ないよなど、いろんなことで。ただ早う出してくださいねと、速やかにということと3月に出したと。だからこれは何回も督促はしてきた、ある意味督促ですわ。第三者委員会が延びる、これもある程度仕方ないなと思っている。これからマスキングの部分に関しては作業ですわ。作業です。ということはある程度、先ほど話がありましたように体制を組んだら期限内にできる話やと思うんです。作業の話だから、多少の前後はあったとしても。それに1か月も本当にかかるんですかと、だから僕はもう6月議会までに聞かせてくれというような督促を一旦出さないと、この議会としての責任を本当に果たせるのかという委員長としての責任は持っています。

1. 委員（皿海ふみ） 先ほどの理事者側からの説明では、7月8日ですよ、全員協議会。全員協議会に間に合うようには顧問弁護士の先生もそれまでには返事してくれるでしょうみたいな、そこがはっきりしない場合でも、最低こういう項目、こういう結果が来ていますという項目での報告ぐらいはできるようにしますみたいな話があつて、全員協議会までにこのままでは公表すらされないおそれもあるのかなということでは、直前にマスキングした部分が公表されるにしても、かなり一日も早くというところでは、悠長とまで言ってしまったらいいのか分からないんですけども、本当に一日も早く出さなあかんというような姿勢が少し欠けているようなふうには私は受け止めたんですね。

そういうことでは、早く出してほしいという意思表示というのは非常に大事やと思うんですけども、たださっき私確認させてもらったやり取りの中では、市としての作業は一定終わって、それでいいかということ顧問弁護士の先生に意見をもらっている、返事待ちなんだというお話があつて、それをいつまでに返事というのもきちんと確約されていないということだったので、あとは顧問弁護士の先生との関係で、返事を急いでいるので早

く返事してくださいというその関係になってくるのかなという感じだったんですけども、それで言うと、今日かこの先出して1週間後に顧問弁護士の先生の都合とかを考えたらちょっと厳しいのかなというのも正直あるのはあるんですけども、すみません、私、流れが分かっていないんですけども、例えば仮に6月末までには出しなさいみたいな、会期を延長してそれを待つみたいなのはできるんですかね。ちょっとよく分かっていない。

1. 委員長（野口陽輔） 会期延長案というのは私も考えています、十分。

1. 委員（皿海ふみ） 7月8日に報告してくれればいいよみたいな、それはちょっと遅過ぎるのかなと、しかも概要になるかもしれないよみたいなのでは困るなど。

1. 委員長（野口陽輔） 出しますとは名言していませんからね。

今の皿海委員の言ったこと、それはひとつ考え方としてあるかなと思ったんです。ただ末日まで延ばして、期日を会期延長するという、これは事務局、手続上、どう、可能。

1. 事務局（ ） 会期延長というのは手段としては可能かと思います。議会全体に関わる話でありますので、当然議会運営委員会でも別途協議いただくことになろうかと思えます。あとは本会議での議決が必要となります。

現状としまして、この令和7年議案第103号が審査未了となっておりますので、それを理由として6月29日の本会議において会期延長を議決いただくというのは可能と思っております。

1. 委員長（野口陽輔） そしたらどうですか。これは皿海委員からも話がありましたけれども、皆さん方からも、1週間弱となりますので、末日やっつけ、末日まで期限を延ばして会期延長するシナリオで。

1. 委員（三浦美代子） 末日がいいかどうかは議運等で議論になるんですか。

1. 委員（皿海ふみ） 要望書の期限というか。

1. 委員長（野口陽輔） 議運のほうも会期延長はええけれども、いつまでやというのは。議運のほうは分かりづらいやろうから、一定こっち側の意見としては言うておかなあかんでしょうけれども。

1. 委員（三浦美代子） というか、委員長、副委員長で総務なりとそこら辺どうすれば、それはどうやという審議をしていただければ一番ありがたい。ふだんからしていただいているとは思いますが。

1. 委員長（野口陽輔） いや、してないです。これに関してはしていません。逆にしないほうがいいと思っております。

これ、事務局、会期延長する場合、どういうふうな作業の流れになる。

黒塗りのやつを見て、これでいいんか、そしたら可能やったら――ので100条で調査すると。その判断ができるまで会期延長、あとは閉会中審議。そうか、だから再度延長か。

1. 事務局（ ） 先ほど会期延長につきましては議運で協議というふうに申し上げましたが、当然議会運営委員会としましても具体的にどういうふうにこの議案の審査が進むのかというのは分かりかねると思いますので、この特別委員会においてある程度、延長して具体的にどういう、いつ委員会を開いて、いつであれば本会議、最終採決できるかというところまでイメージを共有しておいていただいた上で議会運営委員会にパスをしていただく。議

会運営委員会は特に予定はされておりませんので、来週どこか、来週中頃ぐらいに一度調整いただいて開催して、そこで決定をいただくということは考えられるかと思います。

先ほど重複になりますが、6月29日本会議、他の議案につきましては一旦採決をした上で、この今継続審査になっている議案につきましては未了ということで会期延長を議決いただいて、具体的にそのときに何日間延長というのは示していただく必要があります。その後また事前に調整いただいた日程で委員会を進めて、委員長報告、採決というような形になろうかと思います。

1. 委員長（野口陽輔） 血海委員のほうからご提案がありましたけれども、例えば提出期限を今月末までにすると、それで会期延長を図るという考えでいかがでしょうか。それでオーケーいただけるのであれば、月曜日に再度委員会を開いて我々のほうからスケジュール、会期延長、どれぐらいのスケジュールかというのをも案を提示させていただきたいと思いますが、いかがですか。
1. 委員（松永隆太） やっぱりこの速やかにというところでいつもずっと求めてきて、市としては速やかにやろうとしている状況の中で、顧問弁護士からの要は顧問弁護士マターのスケジュールなので、今いつになるか分からないという状況で督促状を出すというところが、ごめんなさい、考えてもなかなか分からないです。速やかにという言葉が、速やかにやっていて1か月以上かかるものもあるとは思っているので、そこを例えば提出されてから2週間以内に出しなさいというのを常に求めてきたのであれば何か言えるかなとは思いますが、このタイミングで月末までにというのはどちらにしても厳しい。継続審議のために会期延長という話は全然問題ないかなと思いたすけれども、期限をつけて出せというところが市に、顧問弁護士さんに出しているような督促というのが、ごめんなさい、全く理解できないというところです。
1. 副委員長（藤田茉莉） 一定いつまでに議会としては出してもらいたいというのは切っておかないと、その後の例えば会期延長も何日必要なのかという逆算がやっぱりできないと思いたすよ。なので、議会としてこの付託されている103号を議論するために、決着を見るためにいつまでにその報告書を出していただいて、それを受けて議会は整理をして審議を尽くし、最終本会議で決着するということをスケジュールを組んで、最終日の日にちを決めて会期延長をかけないといけないので、そうするとそこが宙ぶらりんでいつ出てくるか分からない状態で会期延長は何日必要かというのは決められないと思いたすので、一定議会として、向こうが出せるか出せないかは別にして、議会としてはめどというところではトクシツあると。
1. 委員（松永隆太） であれば、今、市が回答している全員協議会で切れればいかなと僕個人的に思いたす。もし今までの議論の中で6月議会中に終わらせないというか、ある程度分からないと議会として審議ができない、今の現市長ではどうなるか分からないというお話もあつた中で言えば、議会としてはこれまで6月議会の末までに提出を求めるという話は一切なかった中で、出てきたら速やかに出しなさいという話だけでは、この期限というのはちょっとおかしいなというのが今あります。その一定の期限というのは向こうが、今日、概要かもしれないとは言っていましたけれども、一定の期限を本日、全員協議会でやりますという話が出ているのであれば期限は全員協議会までにして、その全員協議会までに出る前提で会期延長をすればいいと思いたすのですが、そのあたりいかがでしょうか。

1. 委員長（野口陽輔） 一定の期限はもともと3月末と言っていたよね、もともと。
1. 副委員長（藤田菜里） 向こうが3月と言っていたのに。
1. 委員（松永隆太） 出していたけれども、それは答申が出てきてないじゃないですか。
1. 委員長（野口陽輔） だからそこは一定。
1. 副委員長（藤田菜里） だからまとめているのはこっち。
1. 委員（松永隆太） ここに出さないと間に合わないという話はこっちとして出していないじゃないですか。だからそれは逆に言えば9月議会、今度12月議会でも第三者委員会の答申が出ていなかったら何もできないという状況があったんだけど、この体制で判断するには6月議会までに出してもらわないと困るということは一定出してきたのであれば整合性は合うんですけども、出さずに、その期限というのは出してないじゃないですか。なので、この時点でこのぎりぎりのタイミングで期限を切るというのはちょっと変かなと思っています。
1. 副委員長（藤田菜里） ずっと速やかに出せというのを重ねてきている。
1. 委員（岡田伴昌） 正副委員長はその辺をしっかりと議会の委員会の代表として取り組んでこられて、最初にそういうことも、期限を切るとまでは言っていないですけども、提出を強く望んできた部分があるので、思いが大分強いというのは僕も話をしていたら分かるんですけども、松永委員言われたのはそこも分かるんですけども、だからもともと3月には一回求めているものですし、出てきたら速やかに出してくれと言っているの、そこで直ちにとかきついところはあるかもしれないですけども、早う出してくれと求めるのは全然整合性は取れていると思いますので、期日も1週間ちょっと、三浦委員言うているみたいにきついなと思っているんですけども、あるものなので、ここから向こうの段取り、それに3週間もかかっているというのは理解できないというか、理由も明確ではなかったですし、弁護士さんのせいにして、マスキングをせなあかんからとか、それはできると思うんですよ、普通。そこを今まで3週間も放置されている側の意見としてはもう少し強めに責めてもいいかなと思ったので、末でいいと思います。
1. 委員（松永隆太） 提出を速やかに求めるように再度督促を出すという点においては、僕、全く異論はないです。ただ期限をつけるというのであれば、全員協議会までという期限、向こうが今、市のほうが提示してきている期限なので、その期限までには必ず出してくださいという話にするのか、期限をつけなくて速やかに出さないというのを再度督促するという話であれば、もう出ているんだからという話でもう一度督促を出すというのはいいと思うんですけども、このタイミングというのがちょっと腑に落ちないという、今19日のタイミングで月末というのは、結局5月29日に出ているので、そのときに速やかに出さない、再度、この会期中に出さないという話だったら、なるほどねというのは分かるんですけども、ここまで待つて急に月末で期限を切るというのは。
1. 委員長（野口陽輔） 5月29日も向こうから来たんちゃうねん、こっちから督促して議長にお願い、議長経由で聞いて初めて5月29日が分かったんや、かなり時間がたって。こっちから聞いて。
1. 副委員長（藤田菜里） 分かってないかもしれない。
1. 委員長（野口陽輔） そんなんやったら第三者委員会出てきましたと、29日にと。まずは議長に報告して、今からマスキングと、弁護士も入れてマスキング作業をしますの、ちょっとし

ばらくお時間をくださいと言うんやったら分かるんやけれども、第三者委員会が出てきた、報告さえもしなかった、こっちからお願いして聞いてもらったと。というずっと裏ではずっと動いていたんですけれども、いつよ、いつよと。なかなか情報が入ってこうへんから議長にお願いして正式に状況確認をしたという経緯があります。

1. 委員（松永隆太） ここに疑義があって今の期限を切るのも納得いかないという話やったら、本来言うているのも、僕、今話があったので理解はできます。前回の―――に関して報告がなかったと。

1. 委員長（野口陽輔） もちろんホームページにもなかったと。

1. 委員（松永隆太） その疑義があるという中で、今回出せないということにまた同じようなことをしているんじゃないかというところがあるという話やったら、期限を切るというのは理解できる場所ではあります。

1. 委員（三浦美代子） 要は市長が提出された103号に対して審議ができないという趣旨を明確にもっと書かないと、委員会と理事者が対立しているような構図にはしたらかんと思っっているんです。このようには100条の調査権をという言葉は私はすごいきついと思うんですね。私たちが市長任期の間にこれをもって市長の提案されたものを審議するのに調査権をもって提出を求める、黒塗りのないのを求めるまで言い切るのが私は少し、最初から何回も申しているように引っかかっているところで、あくまでも市長が提案されたことを審議するための資料がないので、速やかにというもう少し、そういう意味では。

究極はそのハラスメントをどうしていくのかという問題がこの中ではもっと私は議論したいな、できればなと思って参加していて、いよいよそれが出てきました、慎重にマスキングもされています、これからそれをどう議論するかということが大事で、市長の給料がどうのこうのというのは、極端に言ったらさっさと決まるような話だと思っっているんですね。この風土をどう変えていくのかとか、市が言ったことに対して、そんなんでは甘いよとか、それがメインの議論であって、これで不毛な対立を起こしても私は全然違う方向に行ってしまうんじゃないかなというふうに、本当の意味で加害者を逃がしてしまうと私は心配しています。

1. 委員長（野口陽輔） 風土改革に関しては、これまで2つ、4つの項目のうちの2つで、それがこの―――で、これからは具体的に何があったのかというものを事実を明らかにして、目的は職場環境の改善ですよという、これからそのフェーズに入っていくので、今、三浦さんからも松永委員からもご提案いただいたので、そういう内容に経緯も踏まえて、目的を明確にして修正、100条は抜いておこうか、これはこっちの話やと思う、向こうは関係ない話や。100条は抜いておこう。という形で文章をつくりますので、経緯と趣旨と、―――と。だから皆さん方のご意見をまとめると、これまでの経緯をしっかりと入れてくれと、なぜ期限を区切るのかということ、もう一つ、目的はあくまでも103号の審査ですよ、審議ですよ。100条はこっちの問題なので取りましょうというこの3点で文章をもう一回つくり直してということによろしいですか。

1. 委員（皿海ふみ） 会期は。

1. 委員長（野口陽輔） 会期はまだ。それを踏まえた上でスケジュール、ざくつとしたスケジュールを。6月末、6末。6末において入ってくる前提に立って具体的なスケジュール、あくまで出てきていないとこちらは仮説になりますよね。スケジュールは仮説になりますけれど

も、それで流れをご提示させていただいて、議運、議長に申出するかどうか。議長から――やけれども、会期延長はそんなんできるんか。

内容は今言った内容で督促状を書き換えるというのと、ざっとした仮説のスケジュール、だからいつまでの会期延長という根拠。月曜日の1時、何か入っていますか。2時、遅いほうが助かります。

1. 委員（三浦美代子） 申し訳ないです。2時とか。

1. 委員長（野口陽輔） じゃ、2時。

1. 委員（三浦美代子） 22日ですよ。

1. 委員長（野口陽輔） 月曜日。

そうしましたら、皆さん方かのご意見ありがとうございました。ご意見いただいた内容でいま一度月曜日にご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この際、その他として何かありましたらどうぞ。

ないようでしたら、以上で職員によるハラスメント問題調査特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

（午後 2時32分 閉会）

～これ以降は、別案件のため省略～

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長

校正前原稿